

第142期中間決算公告

平成19年12月21日



福島県福島市万世町2番5号

株式会社 **福島銀行**

取締役社長 紺野 邦武

中間貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	32,696	預 金	582,501
コールローン	5,000	借 用 金	500
商品有価証券	66	社 債	4,500
金銭の信託	1,988	そ の 他 負 債	5,218
有 価 証 券	111,502	賞 与 引 当 金	130
貸 出 金	453,798	退 職 給 付 引 当 金	2,282
外 国 為 替	59	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	141
そ の 他 資 産	7,960	再評価に係る繰延税金負債	1,099
有形固定資産	13,581	支 払 承 諾	1,856
無形固定資産	600	負債の部合計	598,232
繰延税金資産	5,841	（純資産の部）	
支払承諾見返	1,856	資 本 金	18,127
貸倒引当金	△ 8,824	資 本 剰 余 金	5,689
		資 本 準 備 金	5,688
		その他資本剰余金	0
		利 益 剰 余 金	5,208
		利 益 準 備 金	232
		その他利益剰余金	4,976
		別 途 積 立 金	3,400
		繰越利益剰余金	1,576
		自 己 株 式	△ 24
		（株主資本合計）	29,000
		その他有価証券評価差額金	△ 1,723
		土 地 再 評 価 差 額 金	618
		（評価・換算差額等合計）	△ 1,104
		純資産の部合計	27,896
資産の部合計	626,128	負債及び純資産の部合計	626,128

中間損益計算書 (平成 19 年 4 月 1 日から
平成 19 年 9 月 30 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		8,558
資 金 運 用 収 益	7,022	
(うち貸出金利息)	(6,133)	
(うち有価証券利息配当金)	(821)	
役 務 取 引 等 収 益	1,193	
そ の 他 業 務 収 益	89	
そ の 他 経 常 収 益	253	
経 常 費 用		7,755
資 金 調 達 費 用	945	
(うち預金利息)	(865)	
役 務 取 引 等 費 用	541	
そ の 他 業 務 費 用	16	
営 業 経 費	4,099	
そ の 他 経 常 費 用	2,152	
経 常 利 益		802
特 別 利 益		275
特 別 損 失		9
税 引 前 中 間 純 利 益		1,068
法人税、住民税及び事業税		14
中 間 純 利 益		1,054

中間貸借対照表注記

- 注 1.** 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.** 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 3.** 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等（株式については中間期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4.** 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 5.** デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。
- 6.** 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| 動 産 | 3年～15年 |
- 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更が経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。
- また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ21百万円減少しております。
- 7.** 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 8.** 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 9.** 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破

綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,529百万円であります。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異（1,420百万円）については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

役員退職慰労金は、前中間期まで支給時に費用処理することとしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）の公表を契機として、前期末より社内規に基づき期末要支給額を引当計上する方法に変更しております。

これにより、前中間期は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費が17百万円、特別損失が100百万円少なく、経常利益は17百万円、税引前中間純利益は117百万円多く計上されております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避の手段として金利スワップ取

引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

- 15.** 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

- 16.** 関係会社の株式総額 19 百万円

- 17.** 有形固定資産の減価償却累計額 14,500 百万円

- 18.** 有形固定資産の圧縮記帳額 3,398 百万円

- 19.** 貸出金のうち、破綻先債権額は2,389百万円、延滞債権額は21,757百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 20.** 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は167百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 21.** 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,060百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 22.** 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,374百万円であります。

なお、**19.** から**22.** に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 23.** ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、5,893百万円であります。

- 24.** 貸出債権証券化（C L O－Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の期末残高の総額は、14,840百万円であります。なお、当行はC L Oのメザニン受益権及び劣後受益権を14,228百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額29,069百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

25. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,894百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 409百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,650百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,001百万円及び定期預け金214百万円を差し入れております。

また、子法人等の借入金等の担保として、有価証券796百万円を差し入れております。

なお、その他の資産に、保証金敷金188百万円及び手形交換所担保保証金等 3百万円が含まれております。

27. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出

28. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。

29. 社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。

30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,680百万円であります。

当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、前期末より相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,080百万円減少します。

31. 1株当たりの純資産額 115円95銭

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
地方債	998	990	△7
社債	998	998	0
その他	10,572	10,476	△96
外国証券	10,572	10,476	△96
合計	12,568	12,465	△103

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	9,877	8,900	△977
債券	70,714	69,781	△932
国債	62,651	61,745	△906
地方債	1,613	1,614	1
社債	6,449	6,422	△27
その他	17,646	17,832	186
外国証券	9,835	9,780	△55
投資信託	7,810	8,052	242
合計	98,238	96,514	△1,723

なお、上記の評価差額が、「その他有価証券評価差額金」であります。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について383百万円減損処理を行っております。

減損処理にあたっては、当中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

33. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場社債	1,770
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式	2 17
その他有価証券 非上場株式 投資事業組合出資金	416 212

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,844百万円であります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	8,859 百万円
退職給与引当金損金算入超過額	913 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	284 百万円
有価証券評価損	827 百万円
繰越欠損金	1,127 百万円
その他	423 百万円
繰延税金資産小計	12,435 百万円
評価性引当額	6,594 百万円
繰延税金資産合計	5,841 百万円
繰延税金負債合計	— 百万円
繰延税金資産の純額	5,841 百万円

36. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

37. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3項ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 9.93%

中間損益計算書注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 10円89銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 4円40銭

4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額370百万円、貸出金償却1,231百万円及び株式等償却383百万円を含んでおります。

5. 特別利益の主なものは、償却債権取立益 275 百万円であります。

中間連結貸借対照表
(平成19年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	32,698	預 金	581,024
コールローン及び買入手形	5,000	借 用 金	1,621
商 品 有 価 証 券	66	社 債	4,500
金 銭 の 信 託	1,988	そ の 他 負 債	6,728
有 価 証 券	111,741	賞 与 引 当 金	133
貸 出 金	450,535	退 職 給 付 引 当 金	2,290
外 国 為 替	59	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	149
そ の 他 資 産	10,287	利 息 返 還 損 失 引 当 金	2
有 形 固 定 資 産	17,314	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,099
無 形 固 定 資 産	866	支 払 承 諾	1,856
繰 延 税 金 資 産	6,280	負債の部合計	599,406
支 払 承 諾 見 返	1,856	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△10,101	資 本 金	18,127
		資 本 剰 余 金	5,699
		利 益 剰 余 金	5,374
		自 己 株 式	△100
		(株主資本合計)	29,100
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,723
		土 地 再 評 価 差 額 金	618
		(評価・換算差額等合計)	△1,104
		少 数 株 主 持 分	1,192
		純資産の部合計	29,188
資産の部合計	628,594	負債及び純資産の部合計	628,594

中間連結損益計算書 { 平成 19 年 4 月 1 日から
平成 19 年 9 月 30 日まで

(単位:百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		10,056
資 金 運 用 収 益	7,028	
(うち貸出金利息)	(6,137)	
(うち有価証券利息配当金)	(823)	
役 務 取 引 等 収 益	1,171	
そ の 他 業 務 収 益	81	
そ の 他 経 常 収 益	1,774	
経 常 費 用		9,242
資 金 調 達 費 用	967	
(うち預金利息)	(864)	
役 務 取 引 等 費 用	527	
そ の 他 業 務 費 用	16	
営 業 経 費	4,256	
そ の 他 経 常 費 用	3,474	
経 常 利 益		814
特 別 利 益		276
特 別 損 失		9
税金等調整前中間純利益		1,081
法人税、住民税及び事業税		89
法人税等調整額		△ 67
少数株主利益		18
中 間 純 利 益		1,041

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

株式会社 ふくぎんリース

福島保証サービス 株式会社

福銀ユーシーカード 株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社

会社名

株式会社 東北バンキングシステムズ

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日はいずれも9月末日であります。

(4) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

該当ありません。

中間連結貸借対照表注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等（株式については中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。

6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

動 産 3年～15年

また、リース資産については、リース期間定額法により償却しております。

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更が、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ21百万円減少しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しておりますが、リース資産については、リース期間定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,529百万円であります。

連結される子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支

給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（1,420百万円）については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

役員退職慰労金は、前中間連結会計期間まで支給時に費用処理することとしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）の公表を契機として、前連結会計年度末より会社内規に基づき連結会計年度末要支給額を引当計上する方法に変更しております。

これにより、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費が17百万円、特別損失が100百万円少なく、経常利益は17百万円、税金等調整前中間純利益は117百万円多く計上されております。

13. 利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当中間連結会計期間末において必要と認められる額を計上しております。
14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。
16. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。
17. 関係会社の株式総額 45百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 23,982百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,398百万円

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,401百万円、延滞債権額は21,806百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は167百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,060百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,435百万円であります。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、5,893百万円であります。

25. 貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、14,840百万円あります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,228百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額29,069百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

26. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,894百万円あります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券

1,206百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,650百万円
 借入金 600百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,001百万円及び定期預け金214百万円を差し入れております。

なお、その他資産に保証金敷金 188 百万円及び手形交換所担保保証金等 3 百万円が含まれております。

28. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める路線価及び第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 500 百万円が含まれております。
30. 社債は、劣後特約付社債 4,500 百万円であります。
31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,680百万円であります。

当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、前連結会計年度末から相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ 1,080 百万円減少します。

32. 1 株当たりの純資産額 116 円 64 銭
33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	998	990	△7
社債	998	998	0
その他	10,572	10,476	△96
外国証券	10,572	10,476	△96
合計	12,568	12,465	△103

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	9,954	8,959	△994
債券	70,714	69,781	△932
国債	62,651	61,745	△906
地方債	1,613	1,614	1
社債	6,449	6,422	△27
その他	17,796	17,983	187
外国証券	9,835	9,780	△55
投資信託	7,960	8,203	243
合計	98,465	96,725	△1,739

なお、上記の評価差額に繰延税金資産6百万円を加えた額△1,739百万円のうち少数株主持分相当額△9百万円を控除した額が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について383百万円減損処理を行っております。

減損処理にあたっては、当中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行って降ります。

34. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場社債	1,770
その他有価証券 非上場株式	465
投資事業組合出資金	212

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、34,124百万円であります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証

券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
37. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）
10.23%

中間連結損益計算書注記

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1 株当たり中間純利益金額 4 円 40 銭
 3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 4 円 36 銭
 4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 472 百万円、貸出金償却 1,248 百万円及び株式等償却 383 百万円を含んでおります。
 5. 特別利益の主なものは、償却債権取立益 276 百万円であります。
 6. 特別損失は、固定資産処分損 9 百万円であります。